

各都道府県知事  
各指定都市市長

} 殿

総務副大臣  
黄川田 徹

### 宝くじの運営について（通知）

当せん金付証票法（昭和23年7月12日法律第144号。以下「法」という。）に基づき地方公共団体が発売する当せん金付証票（以下「宝くじ」という。）については、「当せん金付証票発売許可基準」（平成24年4月1日総務大臣決定）により許可するものとされていますが、宝くじの運営における留意事項を下記のとおりお知らせいたしますので、貴団体におかれましては、これを十分に踏まえ、宝くじの適切な運営にご配慮願います。

なお、当該助言は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づくものです。

### 記

#### 1 住民の理解を深めるための措置等

- (1) 都道府県及び指定都市（以下「発売主体」という。）は、独自に又は相互に協力して宝くじの収益金の使途の公表等の広報活動等を行うことにより、収益金が公益的な事業の財源として活用されていることについて住民の理解を深めるとともに、宝くじに関する世論の動向等を的確に把握するように努めること。
- (2) 発売主体は、宝くじの消化状況、地域の実情等を踏まえ、受託銀行等とも緊密な連携をとりながら、販売方法の拡充等宝くじの円滑な消化の促進に努めること。
- (3) 時効により消滅する当せん金品の債権の一層の減少のため広報活動等の適切な対応を講じるよう努めること。

## 2 運用利益金の使途

法第16条第5項の規定により受託銀行等から納付される運用利益金は、その性格にかんがみ、その相当部分を宝くじの購入者に対するサービスの向上その他宝くじの健全な発展に資する事業の財源に充てるとともに、その他の部分については、法第4条第1項に規定する公共事業等の財源に充てることが望ましいこと。

## 3 検査

- (1) 法第17条第2項に規定する受託銀行等に対する検査については、少なくとも年3回行うこととすること。
- (2) 検査内容については、直接経費検査、支払済証票検査等の通常検査のほかに経費全体の検査等についても行うよう努めること。
- (3) 発売主体は、職員以外の者で監査に関する実務に精通しているものによる検査の活用を含め、業務の執行の厳正に努めること。